

適正化事業・指導項目別調査結果(4～7月)

集計期間 令和8年4月1日 ～ 令和8年7月31日

区分	重点	指導事項 (※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は霊柩事業者は除外する)	調査 件数	「否」 件数	「否」 割合 (%)	ワースト 順位
I.事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	125	2	1.6	
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	125	1	0.8	
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	125	5	4.0	
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	125	3	2.4	
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	125	3	2.4	
	6	届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	71	5	7.0	
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	125	0	0.0	
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	125	0	0.0	
II.帳票類の整備 報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	26	0	0.0	
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	7	0	0.0	
	3	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	125	4	3.2	
	4	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	125	0	0.0	
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	102	7	6.9	
III.運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	125	1	0.8	
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	124	1	0.8	
	3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	124	11	8.9	
	4	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	125	0	0.0	
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割り が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	125	28	22.4	④
	6 ☆	過積載による運送を行っていないか。	124	0	0.0	
	○ 7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	125	29	23.2	③
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	125	2	1.6	
	9 ☆	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	120	4	3.3	
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	35	12	34.3	①
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	125	10	8.0	
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	100	28	28.0	②
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	100	21	21.0	⑤
IV.車両管理等	1	整備管理規定が定められているか。	123	0	0.0	
	○ 2 ※	整備管理者が選任され、届出されているか。	123	2	1.6	
	3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	123	12	9.8	
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	125	21	16.8	
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、 点検整備記録簿等が保存されているか。	125	21	16.8	
V.労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	82	0	0.0	
	2	36協定が締結され、届出されているか。	118	8	6.8	
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	120	1	0.8	
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	125	13	10.4	
VI.法定福利費	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	120	1	0.8	
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	121	2	1.7	
VII. 運輸安全マネジメ ント	1	運輸安全マネジメントの実施は適切か。	125	3	2.4	

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である。(道路運送車両法第50条)